五　委託契約の有効期間中に委託に係る産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
六　委託契約に係る業務終了時の受託者の認定高度再資源化事業者への報告に関する事項
七　委託契約を解除した場合の処理されない委託に係る産業廃棄物の取扱いに関する事項
（委託契約書の保存期間）
第二十二条　令第五条第二号の環境省令で定める期間は、五年とする。
（運搬車又は船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る表示の基準）
第二十三条　令第六条第一号ニ(1)の規定による表示は、認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶である旨及び当該認定高度再資源化事業計画に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称を当該運搬車又は船舶の外側に識別しやすい色で見やすいように表示するものとする。
２　令第六条第一号ニ(1)ただし書の環境省令で定める場合は、常時かつ即時のトレーサビリティを確保するための仕組みを有し、かつ、第四条第二項に規定する措置を講じている場合とする。
（運搬車又は船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る書面の備付けの基準）
第二十四条　令第六条第一号ニ(2)の環境省令で定める書面は、第十三条に規定する認定証の写しとする。
（産業廃棄物の積替えに係る基準）
第二十五条　令第六条第一号への環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
二　搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
三　搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
（高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の保管の場所に係る掲示板）
第二十六条　令第六条第一号ト(1)(ii)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
一　保管する産業廃棄物の種類
二　保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
三　再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者のうち、主たる者の氏名（当該者が法人である場合には、その名称）
四　その他必要な事項
（高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の保管の高さ）
第二十七条　令第六条第一号ト(2)(ii)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。
一　保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合　当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
二　保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合　次のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さ
イ　直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分　当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの）
(1)　地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
(2)　前号に規定する高さ
ロ　基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分　当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの）
(1)　当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
(2)　前号に規定する高さ
（高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の保管に係る飛散防止等のための措置）
第二十八条　令第六条第一号ト(2)(iv)の規定による環境省令で定める措置は、保管を行う産業廃棄物の種類に応じ、保管の場所から産業廃棄物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置とする。
（高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の保管に係る火災の発生又は延焼防止のための措置）
第二十九条　令第六条第一号ト(4)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。
一　産業廃棄物に火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合には、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
二　消火器その他の消火設備を備えること。
三　その他必要な措置
（産業廃棄物を焼却する焼却設備の構造）
第三十条　令第六条第二号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。
一　空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下この条において「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
二　燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
三　燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
四　燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。
五　燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。
（産業廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造）
第三十一条　令第六条第二号ハの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。
一　炭化水素油又は炭化物を生成する場合には、次のとおりとする。
イ　熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。